

「原点回帰」

税理士法改正

～アンケート調査報告と意見～

はじめに

第一部 「税理士の業務に関する規定関連」について

第二部 「税理士の資格取得に関する規定関連」について

第三部 「税理士の信頼性の確保に関する規定関連」について

資料「アンケート」

名古屋青年税理士連盟 制度部

はじめに

平成 23 年税理士法改正に向け議論が活発に行われ、平成 21 年 11 月 25 日には日本税理士連合会より「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」が公表、22 年 3 月末に意見募集が締め切られ、募集結果は会員意見としては 3,251 件と公表されました。そして 22 年 5 月 31 日に「税理士法改正に関する意見（案）」が公表されました。

今年度の名青税制度部は、日税連から公表された「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」、さらにその後公表された「税理士法改正に関する意見（案）」の改正要望項目について名青税会員がどのような考えを持っているかアンケートを実施し、その集計結果を公表するという研究活動を行いました。

制度部内で改正要望項目についての論点を検証しつつ、質問内容を検討しました。そして 127 人という大変多くの会員の皆様にアンケートにご協力頂くことができました。これもひとえに制度部の部員さんを始め執行部、支部長の皆様、大変多くの会員の皆様にご協力頂いたことから達成することができたのです。本当にありがとうございました。

なお、回答者数は 127 名ですが、質問によって複数回答、無回答もあることから人数が一致しないことを申し添えておきます。

この集計結果をふまえ、主に若手を中心とする税理士の基本的な考え方の分布を見て取ることができます。集計方法においては日税連プロジェクトチーム意見募集の集計結果と比較することができるよう工夫しましたので、考え方の違いがあることも集計結果から読み取ることができます。

「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」序文において、法律の改正を議論する際には、

- イ 国民の利便、利益、安全等に適うものであること
- ロ なぜ今改正が必要であるか、国民に対して説明可能であること
- ハ 当然に国民の納得と理解を得る必要があること

といった、あくまでも国民の目線に適った議論が行われることが肝要である。

とあり、真に国民の視点から見た税理士制度の構築が望まれます。平成 23 年度税制改正大綱の検討事項において、税理士の果たすべき役割は今後益々重要になっていくものと考えられ、23 年度中に税理士制度の見直しの必要性や方向性に結論を出すにあたり、納税者の利便性向上、納税者からの信頼をより一層高める観点を踏まえつつ検討が進められることが記載されております。

すべての税理士が税理士法第 1 条の使命を胸に刻み、国民に信頼される未来ある税理士制度にすることが望まれるのです。この集計結果が今後の税理士法改正に大いに役立つことを願い、今後の名青税においても税理士制度について検討が進められることを期待します。

制度部長 小栗大樹

第一部「税理士の業務に関する規定関連」について

1. 質問内容

1. 税理士の業務に関する規定関連

- Q1 電子申告等の送信業務を「税理士業務」に含めることに賛成ですか、反対ですか？
- Q2 補助税理士制度はどのような制度がいいと思いますか？
- Q3 補助税理士の名称が「所属税理士」の名称に変わるという案に賛成ですか、反対ですか？
- Q4 税理士が報酬のある公職に就いた場合でも、税理士業務の停止をしないようにすることに賛成ですか、反対ですか？
- Q5 法第30条の税務代理権限証書の提出を前提とした、書面添付制度・意見聴取制度に賛成ですか、反対ですか？

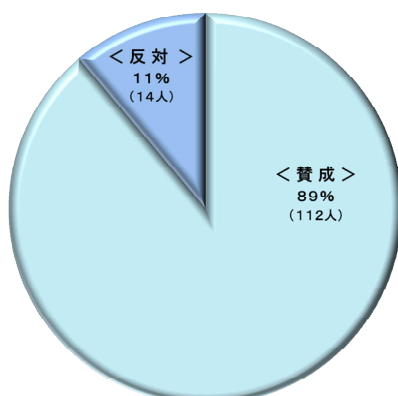
2. 各質問の解説、意見

(1) Q1：電子申告等の送信業務について

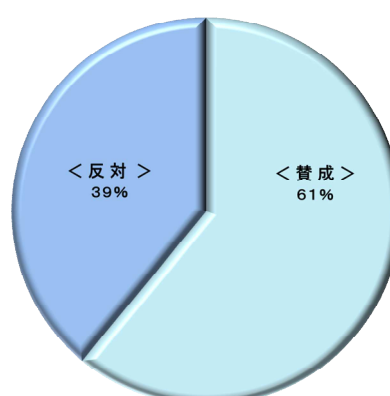
1. 税理士の業務に関する規定関連

- Q1 電子申告等の送信業務を「税理士業務」に含めることに賛成ですか、反対ですか？

〔名 青 税〕



〔日 税 連〕

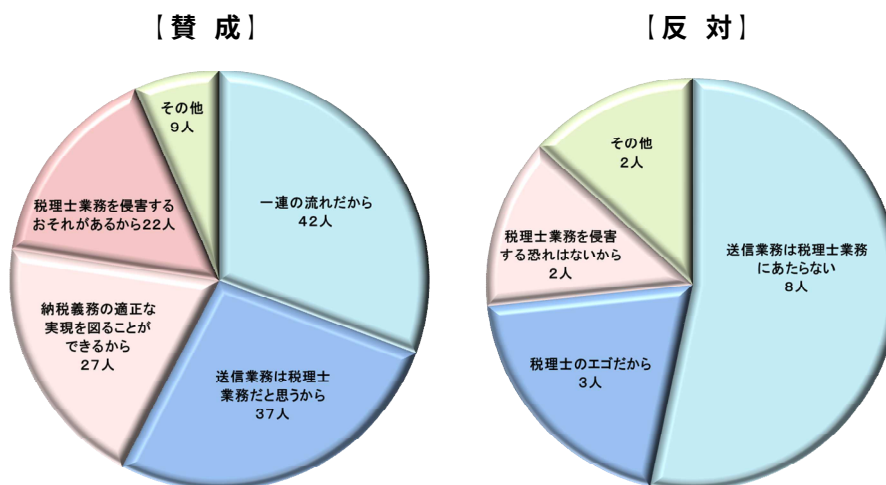


本問では、名青税の会員が電子申告等の送信業務を「税理士業務」に含めることにどう思っているかを聞いてみました。

賛成意見が日税連プロジェクトチーム（以下 PT と略）は 61%。一方、名青税は 112 人で 89%という結果となり、多くの人が送信業務を税理士業務に含めるべきだと考えていることが明らかとなりました。名青税の会員においては圧倒的に賛成意見を持っていることも分かりました。これは、電子申告や、PC やネットに強い会員が多いことの裏付けでしょうか？ 次に名青税の賛成意見の内訳を見てみたいと思います。

1. 税理士の業務に関する規定関連

■ Q1 電子申告等の送信業務を「税理士業務」に含めることに賛成ですか、反対ですか？



賛成の意見としては、「税理士業務そのものとはいえないが、一連の流れだから」という意見が 42 人で 31%を占め、次いで、「税理士法に条文はないが、送信業務は税理士業務だと思うから」という意見が 37 人で 27%、「税理士が送信をすることで、申告納税制度の理念に沿った納税義務の適正な実現をはかることができるから」が、27 人で 20%。「他士業やその他の団体、例えば行政書士・青色申告会などですが、これらの団体が、税理士業務を侵害するおそれがあるから」が 22 人と続きました。他にその他の意見として 9 人といった具合になっています。

以上のことから、送信業務自体を税理士業務だと考えている会員は全体の 27%で、それ以外の会員は、送信業務が税理士業務の付随業務である、または税理士が行って然るべきことなので、送信業務を税理士業務に含めるべきだと考えているようです。

参考までに、賛成意見のその他には「送信と申告は事実上同じだから」「申告書への署名が業務なら、送信するのも責任があると思うから」等です。

続いて、反対の意見としては、「送信業務は税理士業務に当たらないから」が 8 人、「必

要以上の業務独占は、税理士のエゴだから」という意見が、3 人。「他士業やその他の団体（行政書士・青色申告会など）が、税理士業務を侵害するおそれはないから」が2 人でした。その他の意見の方も2 人でした。

反対意見をもつ過半数の会員は、送信業務は税理士業務に当たらないと考えているようです。賛成意見の中でも送信業務を税理士業務そのものと考えている会員は 27%なので、会員の多くは送信業務それ自体を税理士業務とは考えていないものの、税理士業務に付随するものかどうかまたは税理士が当然行うものかどうかで賛成・反対とそれぞれ意見が分かれています。

また、反対意見その他には「ポストに投函することと同じだから」「郵便や持参することと同様に、送信も税理士業務ではない」「方法が違うだけで、郵便や持参と変わらないから」がありました。

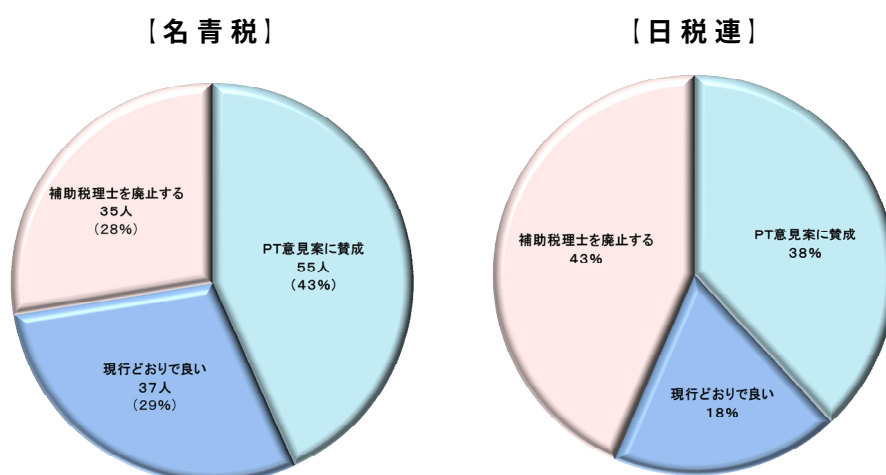
税務書類の作成と電子申告送信業務は一連の流れで行われるのが実態なので、私たち名青税制度部は、税理士が税務書類を作成し、納税者に代わって、税務署等へ持参すること、ポストへ投函すること、電子申告で送信することなどすべてが税務代理であり、税理士業務に含まれると考えています。

（2）Q2：補助税理士制度のあり方について

補助税理士制度はどのような制度がいいと思いますか？ということでした。まずは日税連との比較です。

1. 税理士の業務に関する規定関連

■ Q2 補助税理士制度はどのような制度がいいと思いますか？



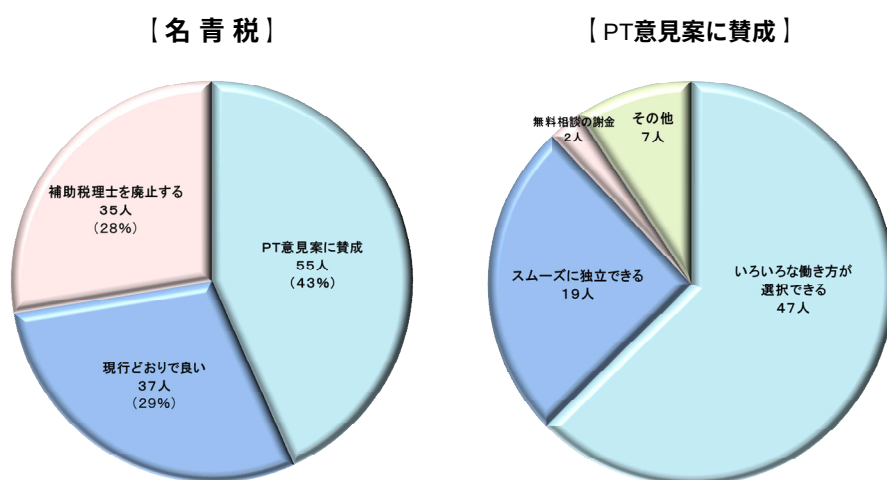
名青税の結果については「PT 意見案に賛成」が 55 人で 43%と一番多く、「現行通り」が 37 人で 29%、「補助税理士制度を廃止する」が 35 人の 28%となり、「現行通り」と「補

助税理士制度を廃止する」という正反対の意見が拮抗した結果となりました。

対して日税連については、「補助税理士制度を廃止する」が 43%と最も多く、次いで「PT 意見案に賛成」が 38%、「現行通り」が 18%という結果であり、名青税に比べて「現行通り」の回答がかなり少なく、補助税理士制度を廃止或いは何らかの見直しが必要であるという、現状の補助税理士制度に対する不満が回答から感じられます。

1. 税理士の業務に関する規定関連

■ Q2 補助税理士制度はどのような制度がいいと思いますか？



次に名青税の回答理由を検証してみたいと思います。

「PT 意見案に賛成」を選択した理由についてですが、「いろいろな働き方が選べるから」が 47 人で 63%と最も多く、「スムーズに独立でき、収入の確保もできるから」が 19 人で 25%を占め、「無料相談等の謝金が自分の収入になるから」という意見は、2 名しかいませんでした。またその他の意見として、実態に即しているから等の回答がありました。

「現行通り」を選択した理由につきましては、「責任問題が明確になるから」が 25 人で 43%、「2 箇所事務所の問題があるから」が 18 人で 31%、「雇用関係がはっきりするから」が 15 人で 26%という結果であり、回答理由に大きな差はありませんでした。

「補助税理士制度を廃止する」については、「全ての税理士が、他人の求めに応じることができるから」が 22 人で 61%と圧倒的に多く、「2 箇所事務所の問題をクリアすればそれほど問題点が見当たらないから」が 8 人、「その他の理由」が 6 人と続き、「無料相談等の謝金が自分の収入になるから」については回答がありませんでした。「その他の理由」については責任を取れない税理士は排除すべき等の意見がありました。

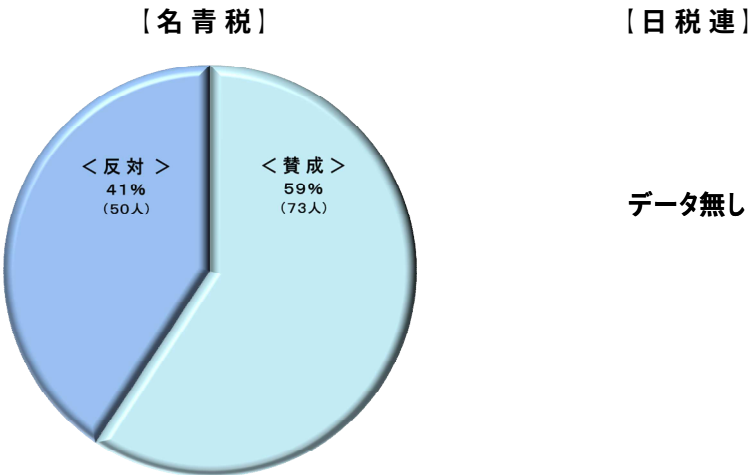
(3) Q3：補助税理士の名称変更について

補助税理士の名称が「所属税理士」の名称に変わるという案がありますが、このことに

賛成ですか、反対ですか？という質問でした。

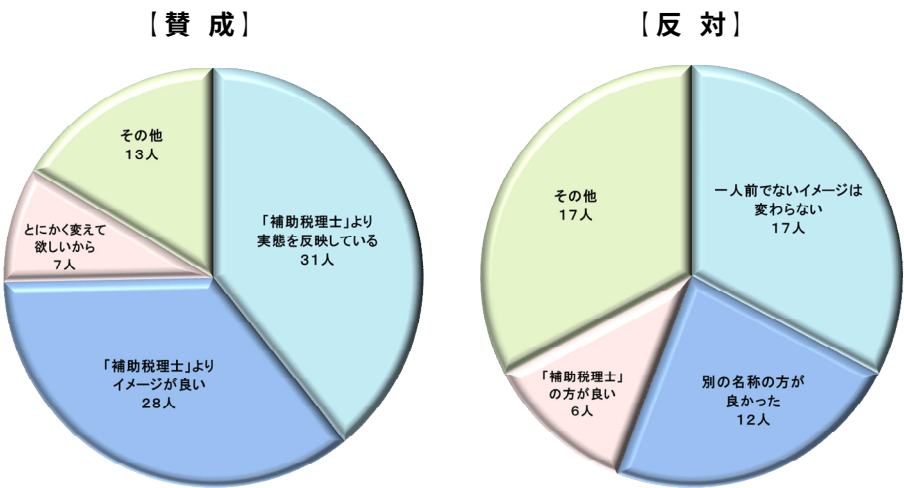
1. 税理士の業務に関する規定関連

■ Q3 補助税理士の名称が「所属税理士」の名称に変わるという案に賛成ですか、反対ですか？



1. 税理士の業務に関する規定関連

■ Q3 補助税理士の名称が「所属税理士」の名称に変わるという案に賛成ですか、反対ですか？



名青税の回答を検証してみましょう。名称が「所属税理士」に変わる案については、賛成が73人で59%、反対が50人で41%という結果となり、「補助税理士」という名称への拒否感を感じました。

賛成の理由としましては、「補助税理士という名称よりも、実態を反映しているから」

が最も多く 31 人で 39%、「補助税理士という名称よりは、イメージが良いから」が 28 人で 35%と両方で約 75%を占める結果となり、「その他」が 13 人で 17%、「補助税理士という名称をとにかく変えてほしいから」は 7 人に止まりました。

反対の理由は「所属税理士の名称でも、一人前の税理士ではないイメージは変わらないから」と「その他」がそれぞれ 17 人が回答し、33%で並び、「PT タタキ台にあがっていた、専従税理士或いは勤務税理士等、別の名称の方が良かったから」が 12 人で 23%、「補助税理士という名称の方が、良かったから」が 6 人という結果になりました。反対の理由につきましては「その他」の意見が多数を占めたのが特徴であり、「その他の」意見をご紹介しますと、名称なんてどちらでもよい或いは補助税理士制度そのものに反対という意見が多く見受けられ、その他、他の士業には、同様な名称・制度はないから、所属の意味が不明である等の意見をいただきました。

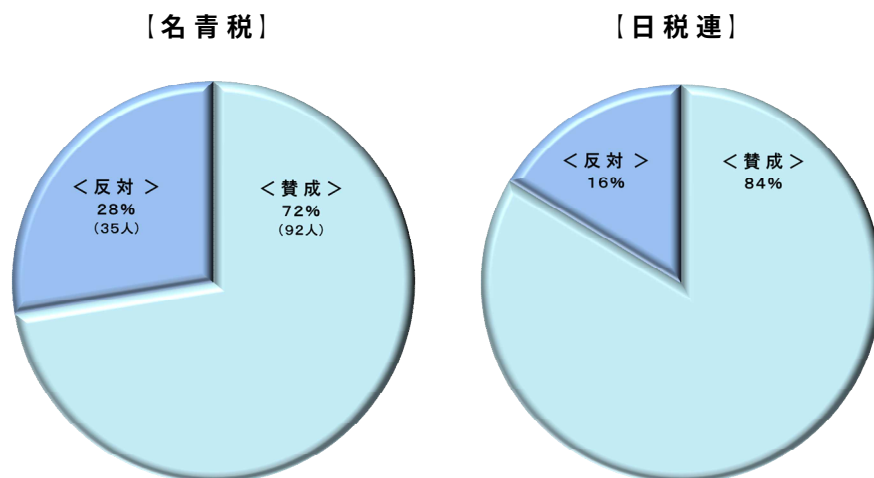
名称変更についての質問については、賛成・反対ともにどちらでもよいという回答が多く見受けられました。昨年 5 月の研修会で講師の小林先生が、補助税理士の名称変更は補助税理士からの要望であったと説明があり、それもひとつの要因となっているかと考えられますが、補助税理士の名称変更については、それぞれの立場によって関心の度合いの温度差が、結果に表れているのが特徴と言えます。

（４）Ｑ４：税理士が報酬のある公職に就いた場合について

税理士が報酬のある公職に就いた場合でも、税理士業務の停止をしないようにすることに賛成ですか、反対ですか？という項目でした。

1. 税理士の業務に関する規定関連

- Q4 税理士が報酬のある公職に就いた場合でも、税理士業務の停止をしないようにすることに賛成ですか、反対ですか？



名青税と日税連との比較を見ると、名青税の集計結果が賛成 72%、日税連は賛成が 84%であり、名青税、日税連ともに賛成多数という傾向にあります。

次に、名青税の集計結果の内訳では、まず、賛成理由としては、「士業の中で、税理士だけが規定されているのはおかしいから」と答えた方が 46 人で全体の 34%と、最も多く、次に「税理士の社会的進出を促進させるから」が 44 人で全体の 32%で、ほぼ同じ割合で、合わせると全体の 66%を占めています。そして、「議員がよくて市町村長等がいけない違いが分からないから」は 19 人で全体の 14%、「納税者に迷惑がかかるから」は 16 人で全体の 12%、「その他」は 11 人で全体の 8%となっています。

「その他」の賛成意見としては、「国公立大の教授は公職、私学は非公職なのはおかしいから」などの意見がありました。

次に、反対理由としては、「名義貸しの問題があるから」と「税理士と市町村長等を両立できるわけがないから」と答えた方が、ともに 17 人で、それぞれ全体の 37%で、合わせると全体の 74%を占めています。「国会議員を含め、すべての公職につくべきではないから」は 8 人で全体の 17%、「その他」は 4 人で全体の 9%となっています。

「その他」の反対意見としては、「知事・市長は課税者側であり、納税者の代理人である税理士との兼務は利益相反になるから」などがありました。

公職というと都道府県知事、市町村長、国会議員、県会議員、市会議員などが思い浮かぶかもしれませんが、ここで注目したいのは、国税審判官も公職であるということです。国税審判官は、平成 19 年から民間任用が開始されました。国税審判官の民間任用の状況に関しては、平成 19 年は、募集数 10 人程度に対し、採用総数 4 人、内税理士 4 人、平成 20 年は、募集数 10 人程度に対し、採用総数 1 人、内税理士 1 人、平成 21 年は、募集数若干名に対し、採用総数 3 人、内弁護士 3 人、平成 22 年は、募集数 15 人程度に対し、採用総数 13 人、内税理士 4 人、弁護士 4 人、公認会計士 4 人となっています。

国税審判官の民間任用に関しては、日税連がこれまで税制改正建議中であった、「国税不服審判所の機構を改革するとともに、税理士を審判官として積極的に活用すること」という意見が実現に至ったという見解もありますが、これは「報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定」が存在することを鑑みれば、相容れない矛盾を感じます。

国税審判官を例に挙げたが、今後、税理士をはじめとする専門職業家、いわゆる士業に対する社会的要請はますます増加する傾向にあると考えられます。また、法曹界においても、社会的貢献を掲げ、弁護士法から類似した規定を削除した点や、他士業においても類似した規定がないことを考慮するならば、税理士法上に「報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定」が存在する意義に疑問を感じます。

利益相反に関しては、十分考慮すべきではありますが、ほとんどが公職の側で兼業禁止規定を設けているので、実体としては、税理士業務を停止せざるを得ず、あえて税理士法で「税理士業務の停止」の規定を定める必要性はないと考えます。

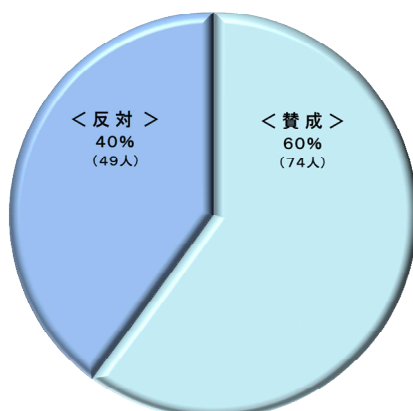
(5) Q5：書面添付制度について

法第 30 条の税務代理権限証書の提出を前提とした書面添付制度・意見聴取制度の賛否についてです。

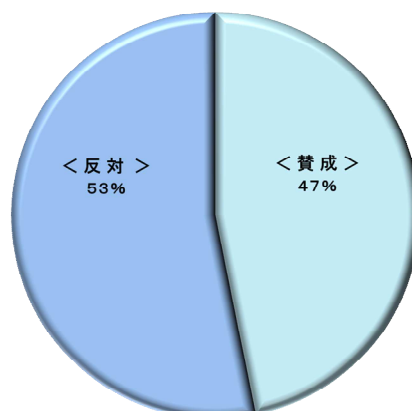
1. 税理士の業務に関する規定関連

■ Q5 法第30条の税務代理権限証書の提出を前提とした、書面添付制度・意見聴取制度に賛成ですか、反対ですか？

【名青税】



【日税連】

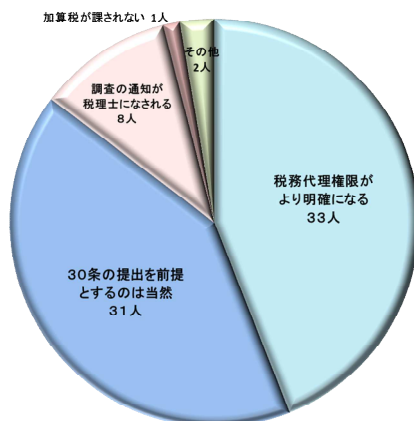


名青税と日税連との比較を見ると、名青税の集計結果は、賛成が 60%、反対が 40%となっており、賛成が過半数以上を占めています。一方、日税連は賛成が 47%、反対が 53%となっており、反対が賛成をやや上回っています。

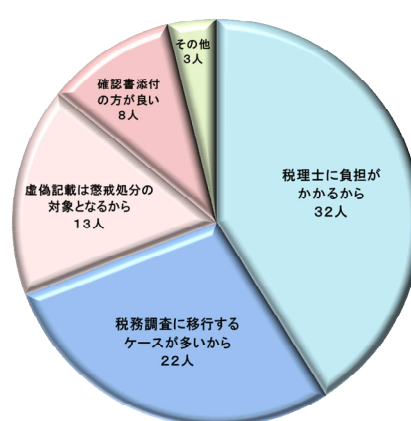
1. 税理士の業務に関する規定関連

■ Q5 法第30条の税務代理権限証書の提出を前提とした、書面添付制度・意見聴取制度に賛成ですか、反対ですか？

【賛 成】



【反 対】



次に、名青税の集計結果の内訳について、賛成理由としては、「税理士の税務代理権限がより明確になるから」と答えた方は、33人で全体の44%となっています。続いて、「書面添付制度にも30条の提出を前提とするのは当然だから」が、31人で全体の41%となっており、合わせて全体の85%を占めています。そして、「税務調査の通知が、納税者ではなく税理士に対してなされるから」が8人で全体の11%、「自主的な修正申告には加算税が課されないから」が1人で全体の1%、「その他」が2人で全体の3%となっています。ここで意外であったのは、書面添付制度をメリットとして認識している会員は、ほとんどいないということでありました。「その他」の賛成意見としては、「30条を申告時に提出しないほうがおかしい」という意見がありました。

次に、反対理由としては、「税理士に負担がかかる制度だから」が32人で全体の41%となっており、最も多く占めています。「結局、税務調査に移行するケースが多い」と答えた方が、22人で全体の28%、そして、「書面添付での虚偽記載は懲戒処分の対象となるから」は13人で全体の17%、「書面添付制度よりも、以前あった確認添付の方が良いと思うから」は8人で全体の10%、「その他」は3人で全体の4%となっている。

少し古いデータですが、日税連が平成16年4月に公表した「税務代理権限証書の提出状況」では、開業税理士においては、「提出している」という回答が12,238件で全体の50.5%、「必要に応じて提出している」が5,543件で全体の22.9%、「提出していない」が6,111件で全体の25.2%、「無記入」が337件で全体の1.4%となっている。「提出していない」という回答が、全体の約四分の一を占めており、意外に多く感じられました。

また、今年、税理士実態調査の予備調査がすでに行われ、その中の「税務代理による申告時における税務代理権限証書の税目別提出状況」をみると、法人税については、「ほぼすべて提出している」という回答が82.7%、「ほとんど提出していない」が10.2%、「その他」が4.2%、「無記入」が2.8%となっています。また、所得税については、「ほぼすべて提出している」という回答が62.7%、「ほとんど提出していない」が25.6%、「その他」が7.5%、「無記入」が4.1%となっています。

名青税制度部としては、税務代理権限証書は当然提出すべきであると考えます。しかし、「提出している」、「必要に応じて提出している」あるいは「ほぼすべて提出している」という回答の割合は、まだ少ないように感じられました。また、名青税のアンケートの集計結果をみると、名青税の会員の方々も「当然提出すべき」という意識が高いように感じられます。

そもそも税務代理権限証書を提出しない方は、書面添付制度・意見聴取制度において、法第30条の税務代理権限証書の提出を前提にすることには、反対をしましょう。このことが、名青税の集計結果で賛成が過半数を超えており、一方、日税連において、過半数に満たない理由の一つであると考えます。

また、法第35条4項、「前3項の規定による措置の有無(つまり第30条の書面を提出し

ている税理士があるときは、当該税理士に対し当該事案に関し意見を述べる機会を与えなければならない。の有無)は、これらの規定に規定する調査に係る処分、更正又は不服申し立てについての決定若しくは裁決の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。」という条文（法第 30 条の税務代理権限証書を提出していたとしても、意見聴取という段階を踏まずに調査に移行しても何ら差し支えないという趣旨の条文）があるために、法第 30 条の税務代理権限証書を提出しても意見聴取の場が与えられない可能性があり、その状況下で、書面添付制度に基づいた書面を作成することに消極的になる方もいると考えられます。

法第 35 条 4 項に関して、名青税制度部では、憲法第 31 条に定める、「何人も、法律に定める手続きによらなければ、生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」（法律による適正な手続き）という趣旨を尊重して、意見聴取の手続きに従わずに行った、処分行為等は無効にすべきだと考えます。したがって、今回の PT 意見(案)においては、【改正案】の中で、この法第 35 条 4 項の削除することとしており、名青税制度部としても当然削除すべきだと考えます。

そして、書面添付制度・意見聴取制度においては、法第 30 条の税務代理権限証書が前提となるべきと考えます。

第二部「税理士の資格取得に関する規定関連」について

1. 質問内容

2. 税理士の資格取得に関する規定関連

- Q6 公認会計士への自動資格付与を見直すことについて、賛成ですか、反対ですか？
- Q7 弁護士への自動資格付与を見直すことについて、賛成ですか、反対ですか？
- Q8 税務官公署等行政実務経験者の免除規定案について、賛成ですか、反対ですか？
- Q9 修士学位取得者の免除規定については、現行通りとすることについて賛成ですか、反対ですか？
- Q10 実務修習制度の創設について、賛成ですか、反対ですか？
- Q11 受験資格要件の廃止について、賛成ですか、反対ですか？
- Q12 試験科目の見直しについて、賛成ですか、反対ですか？

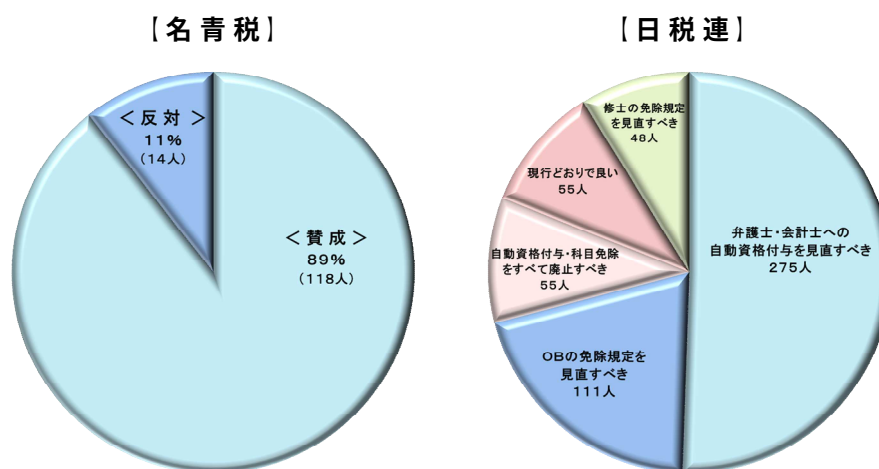
2. 各質問の解説、意見

(1) Q6：公認会計士への自動資格付与について

名青税アンケート、日税連ともに、見直しに賛成という意見が多くを占めていました。名青税アンケートで賛成回答における内容については、試験科目の見直しを求める意見が多くみられました。

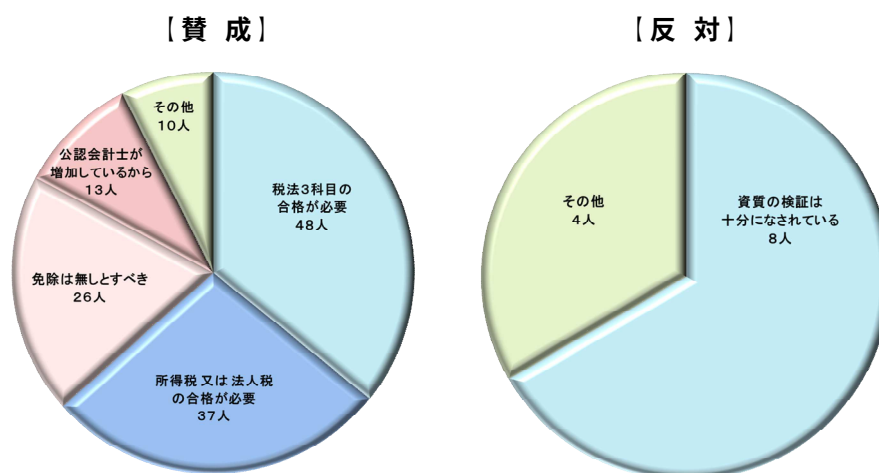
2. 税理士の資格取得に関する規定関連

■ Q6 公認会計士への自動資格付与を見直すことについて、賛成ですか、反対ですか？



2. 税理士の資格取得に関する規定関連

■ Q6 公認会計士への自動資格付与を見直すことについて、賛成ですか、反対ですか？



試験科目を会計科目と税法科目に区分して分析した結果、免除は会計科目のみとして、税法 3 科目の合格を必要とすべきが 48 人で 36%、税法の必須科目である所得税法、法人税法から 1 科目とするべきは 37 人で 28%でした。つまり賛成回答のうち過半数の方が何らかの形で税法科目の合格を必要とする、という内容になりました。公認会計士の試験において「租税法」が科目に含まれていますが、それだけでは税理士の資質検証としては不十分である、という認識を有している方が多いと言えるのではないのでしょうか。一方、免除はなしとして、全ての科目を受けるべきと答えられた方は、賛成のうち 26 人で 20%でした。

また、賛成理由として公認会計士が増加しているからという理由は賛成と回答された方のうち 13 人で 10%に留まっています。近年の公認会計士試験合格者数が増加しているという事に係わらず、公認会計士と税理士はその制度趣旨が異なるものであるため、そもそも自動付与させるのはおかしいという考えで皆さんが回答して頂いているのが改めて分かりました。

また、その他の意見としては、「自動（付与）にしてしまうと公認会計士と税理士の棲み分けが出来ないから」「税法 1 科目以上と 2 年の実務経験を義務付けるべき」「税理士試験よりも公認会計士の方が簡単だ」という考えをもって迂回してくるという現状がどう考えてもおかしい」という意見がありました。

ここで PT 案について申し上げますと、公認会計士は所得税法又は法人税法のいずれか 1 科目について合格すべきとし、名青税アンケートの最多意見でありました、税法 3 科目合格すべきという要件と異なっています。PT 案でも「『租税法』の試験は、～省略～税務に関する専門家としての十分な資質検証がなされているとはいえない。」と記載されています。それにも関わらず、所得税法又は法人税法のいずれか 1 科目について合格するだけでよいという改正案については、公認会計士試験で租税法は必須科目であるため、一定の知識はある事を踏まえ、改正についての実現性を考慮したうえでの案となっている事が考えられます。この様に考えますと、名青と PT 案について改正についての根本的な考え方は同じものであると考えられます。

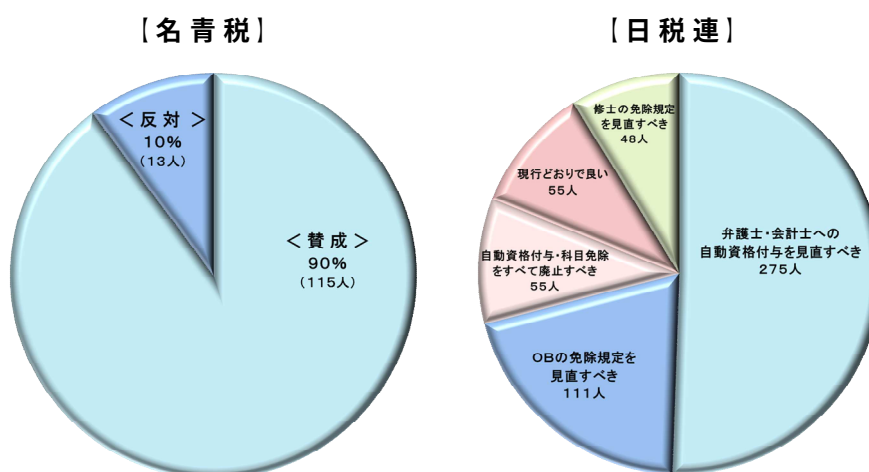
名青制度部としましては、これらを踏まえ両者の折衷案として、税法の 2 科目合格を必要とし、1 科目のうち、所得税法又は法人税法のいずれかは必ず合格が必要という試験制度案が適当だと考えます。

(2) Q7：弁護士への自動資格付与について

弁護士への自動資格付与について、Q6と同様に見直しに賛成という回答割合が90%を占めました。

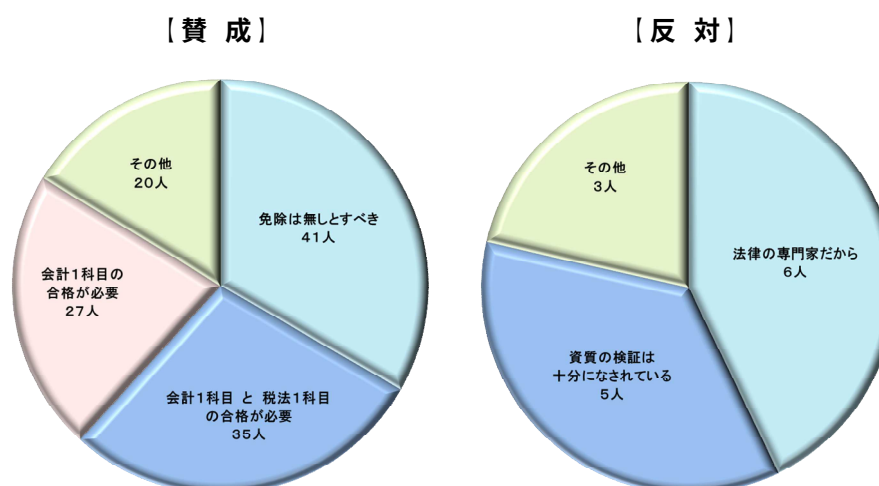
2. 税理士の資格取得に関する規定関連

■ Q7 弁護士への自動資格付与を見直すことについて、賛成ですか、反対ですか？



2. 税理士の資格取得に関する規定関連

■ Q7 弁護士への自動資格付与を見直すことについて、賛成ですか、反対ですか？



賛成意見の内容を見てみますと、免除はなしとすべきが 41 人で 34%、会計 1 科目と税法 1 科目の合格を必要とすべきが 35 人で 28%、税法は免除で会計科目 1 科目の合格を必要とすべきが 27 人で 22%、という結果になりました。先程の公認会計士の場合と異なり、免除はなしとすべきという回答が一番多かったです。会計科目のみならず、税法科目の受験も求める声が免除はなしとすべきと併せて過半数を占めるという結果になりました。

公認会計士と税理士は、業務上、会計（簿記）は共通の必要知識であり、税法のみを受験すべきという事でしたが、弁護士と税理士については、税法という法律ではありますが、通常弁護士が業務で扱う法律と異なるものであるという考えの元、このような結果になったと思われます。

その他の意見としては「会計 2 科目の合格を必要とすべき」「試験制度は知りませんが、畑違いではありませんか？」「昔と比較して、今では税理士も十分増えたから弁護士への自動資格付与の意義がなくなっている」という意見がありました。公認会計士の試験合格者の増加と同様に、司法試験合格者も増加し、就職難等が問題となっていますが、弁護士の増加が脅威と感じる意見は殆どありませんでした。

ここで PT 案について申し上げますと、弁護士は会計学に属する科目のいずれか 1 科目について合格すべきとし、名青税アンケートの最多意見でありました、免除はなしとすべきという要件と大きく異なっています。PT 案では、弁護士について「法律事務に関する専門家として、租税に関する法令等についても一定の学識及び応用能力を有していると思料されることから、税法に属する科目は免除する」との記載があります。弁護士について、租税法は一定の学識及び応用能力を有していると思料されるのであれば、なぜ司法試験での「租税法」が選択科目の 1 つとなっているのでしょうか。司法試験における必須科目とは別の法律知識と位置付け、「租税法」が選択科目となっているのであれば、弁護士というだけで税理士に必要な税法についての資質検証はなされているとはいえないということになります。

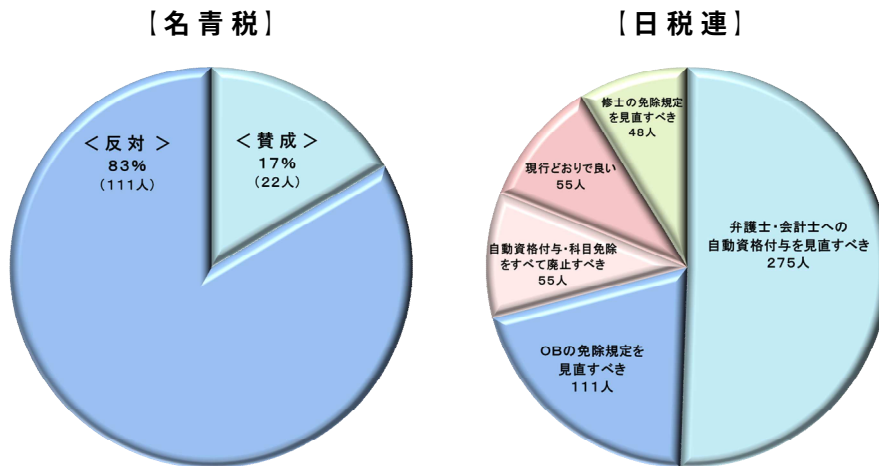
これは、先程の公認会計士のような改正の現実性を踏まえた案というには、逸脱しており、名青税アンケート通りの免除はなしとすべきが理論的であると考えられます。

名青制度部としましては、これらを踏まえ、弁護士が税理士となるためには、会計科目の合格と、税法 2 科目の合格を必要とし、1 科目のうち、所得税法又は法人税法のいずれかは必ず合格が必要という試験制度案が適当だと考えます。

(3) Q8：税務官公署等行政実務経験者の免除規定について

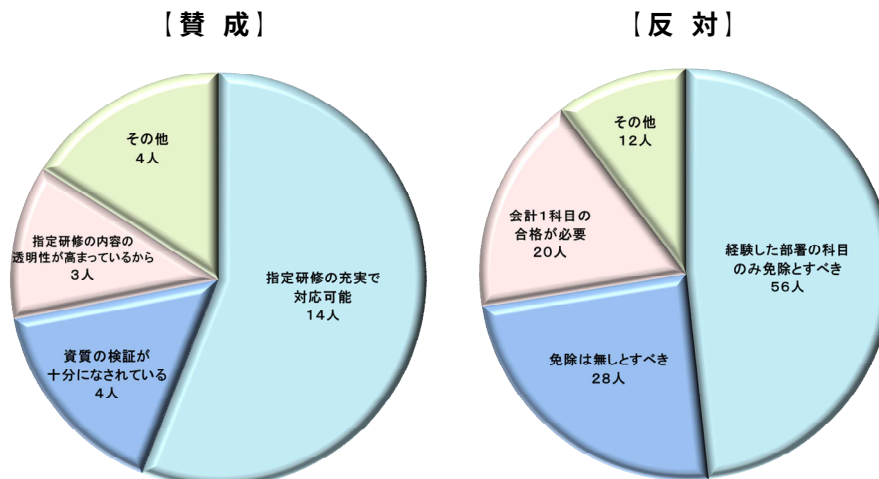
2. 税理士の資格取得に関する規定関連

■ Q8 税務官公署等行政実務経験者の免除規定案について、賛成ですか、反対ですか？



2. 税理士の資格取得に関する規定関連

■ Q8 税務官公署等行政実務経験者の免除規定案について、賛成ですか、反対ですか？



名青税アンケートでは 133 人の回答がありました。賛成意見が 22 人、反対意見が 111 人。割合としては賛成が 17%、反対が 83%となっています。

日税連のアンケートでは、公認会計士への自動資格付与、弁護士への自動資格付与そして Q9 の修士学位取得者の免除規定と同様に、アンケート方法が合算して行われているこ

とからこの度の名青税アンケートと直接的な比較は出来ません。

そのため日税連のアンケートでのOBの方への免除規定に賛成の人数は把握することが出来ませんが、「現行どおりで良い」とする意見が 55 人に対し、「OBの免除規定を見直すべき」とする意見が 111 人となっており、やはり反対意見が多かったことが窺えます。

免除に反対とする意見が圧倒的多数となりましたが、その内訳を見ますと「経験した部署の科目のみを免除とすべき」という意見が半数を占めています。長年の経験で培われた知識については税理士としての資質の検証は十分であるため免除であっても異論は無いようです。問題なのは経験のない部署に相当する実務であり、税理士事務所で2年間の実務経験を積まずとも登録できるOBの方に税理士として職務を行う上で未経験部分に対応は可能であるのかというところでしょうか。また、そういう意味では「会計1科目の合格を必要とすべき」という意見は 20 人で反対意見の中では 17%程度の回答ではありますが少数意見とは言えないのかもしれません。

一方で、反対意見のその他の意見としてOBという立場から税務署に対する癒着や圧力を懸念する声もありました。確かに「天下り」的な部分があることは否定できないところ です。

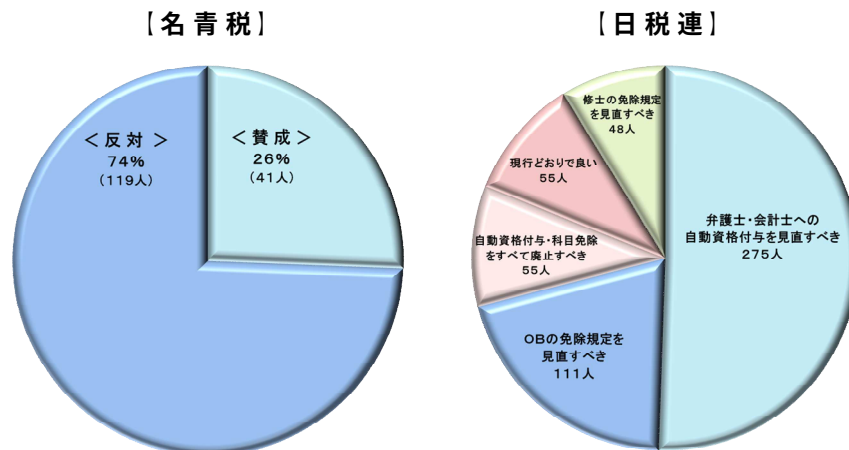
やはりOBの方に無条件で税理士資格を付与するのは公平性の面からも問題があります。最低1科目の合格が必要ではないでしょうか。

日税連制度部には「税理士資格を取得しようとする者は、一切の例外なく最低1科目の税理士試験に合格しなければならない」という基本理念がありますが現状では貫かれてはおりません。

(4) Q9：修士学位取得者の免除規定について

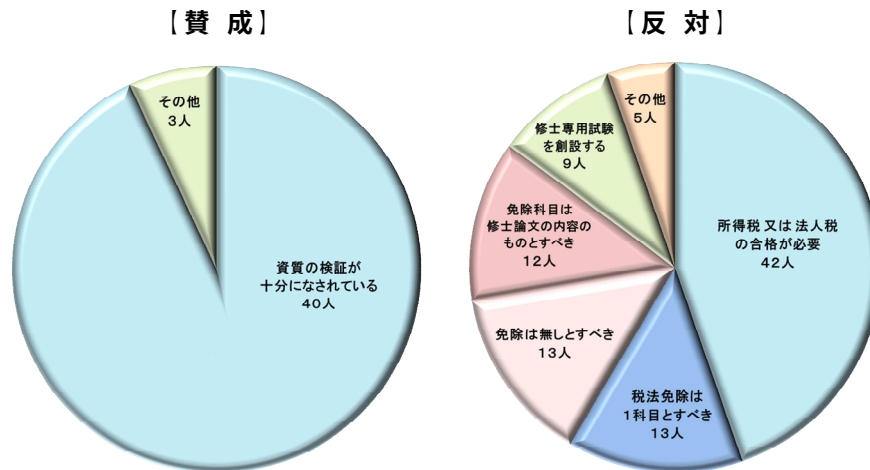
2. 税理士の資格取得に関する規定関連

- Q9 修士学位取得者の免除規定については、現行通りとすることについて賛成ですか、反対ですか？



2. 税理士の資格取得に関する規定関連

- Q9 修士学位取得者の免除規定については、現行通りとすることについて賛成ですか、反対ですか？



名青税アンケートでは160人の回答があり、賛成意見が41人、反対意見が119人でした。割合としては賛成が26%、反対が74%となっています。

日税連のアンケート結果でも、修士学位取得者の免除規定を見直すべきという反対意見が48人あり、Q6からQ8までと比べると低いですが、反対意見もそれなりにありました。

やはり免除に反対とする意見が圧倒的多数でした。しかし反対意見の内訳で「免除はなしとすべき」や「税法免除は2科目ではなく1科目とすべき」という割合はそれ程多くはありませんでした。税理士試験に合格すべきではあっても5科目を試験で揃えるのは困難で一部の免除は仕方がないという意見は免除に反対の方の中にも少なくないようです。

反対意見で最も多かったのが「所得税法又は法人税法の合格が必要」という意見でした。現行では税法の合格科目は何でも良いこととなっていますが、税法科目について1科目の合格要件は必須科目である所得税法ないし法人税法の合格とすることで資質の検証がなされる、免除の要件とするという意見が4割でした。

反対意見の「免除科目は修士論文の内容のものとするべき」という意見も少数に留まりました。13年改正により税法・会計それぞれ1科目ずつの合格が義務付けられ、修士論文についても租税法・会計学に関する論文に限定されるようになりましたが、まだあいまいな部分もあり、もう少し範囲を狭めて実務に近い内容の修士論文とすべきかもしれません。

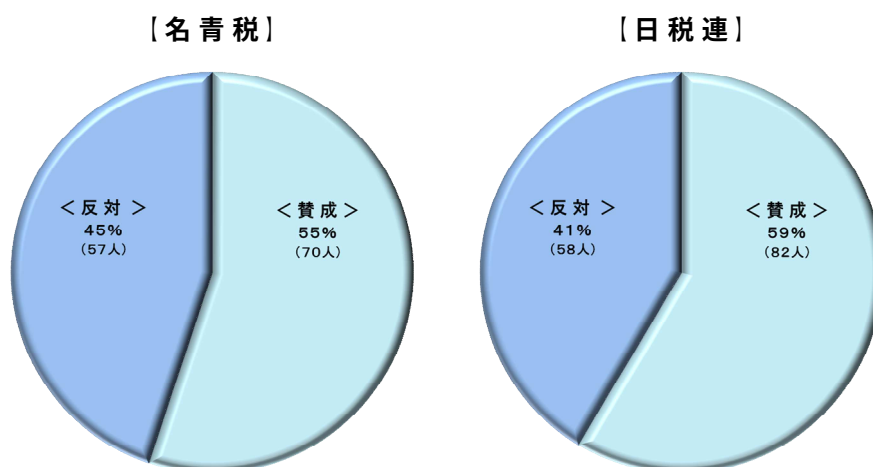
修士学位取得者に対する免除規定の反対意見は多いですが、その中身は「現行制度」への反対であるとする意見が多く見受けられ、免除そのものを否定する意見は少数でした。

このQ 9では免除の要件に、税法科目の試験合格について必須科目である所得税法・法人税法の要望が多くありました。Q 12の箇所でも触れますが、受験科目の見直しを免除でも重要性の高い科目を受けるようにする改正が必要なのかもしれません。

(5) Q 10：修士学位取得者の免除規定について

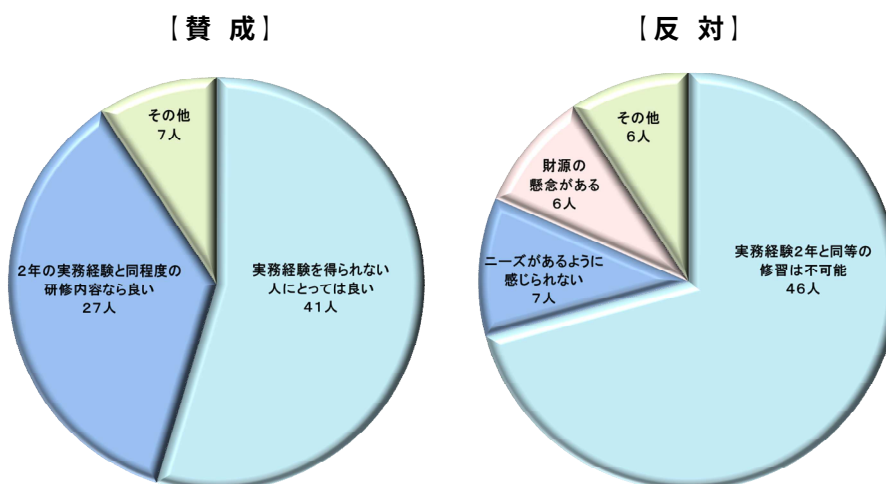
2. 税理士の資格取得に関する規定関連

■ Q10 実務修習制度の創設について、賛成ですか、反対ですか？



2. 税理士の資格取得に関する規定関連

■ Q10 実務修習制度の創設について、賛成ですか、反対ですか？



名青税アンケート、日税連の意見募集のいずれも、賛成が上回っていますが、その差はそれほどなく、意見が割れる結果となりました。現行の税理士登録をするには実務経験が2年必要という要件を実務修習制度で代えることができる、としてよいかという点で、判断が分かれているように思います。加えて現時点では、実務修習制度の具体的な中身が明らかになっていないだけに、Q10の回答は難しかったとも思われます。

賛成の人の理由でもっとも多かった回答は「実務経験を得られない人に対する措置としてあってよい」というものです。試験に合格しても税理士事務所に就職できないなど、実務経験が得られない状況になってしまうということは考えられることなので、そのような人に対する措置として、税理士となれる道を用意することは考えられてしかるべきでしょう。

一方で、反対意見の多くを占めたのが「実務経験2年と同等の修習というものは不可能。実務経験は必須である」という意見です。実務経験は他では替えられないというのは、もっともな意見であると感じます。実務経験のない税理士がいていいのかというのは、納税者から見た税理士の信頼性という点でも懸念が生じるかもしれません。

しかしながら、現状要件となっている実務経験は、その内容が十分に担保されているかといえば、疑問があります。実務経験の内容は「租税に関する事務又は会計に関する事務」とされており、会計事務に関しては「貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて計理する会計に関する事務（特別の判断を要しない機械的事務を除く。）」とされていますが、例えば一般の会社の経理部門での在籍で実務経験の要件をクリアした場合、税理士業務についての実務経験を十分に積んでいるといえるかどうかは疑問が残るのではないのでしょうか。

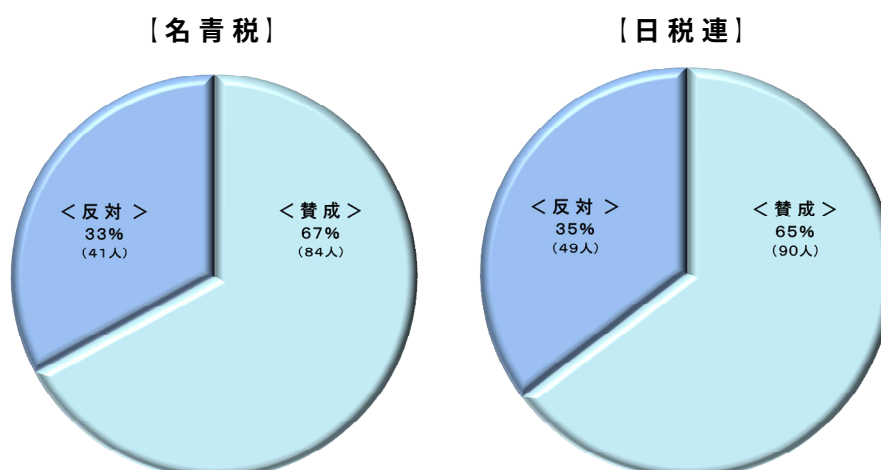
名青制度部としては、実務修習制度については、その内容が十分なものであるという条件付きで賛成したいと思います。

PT 案では、「実務修習は、所得税、法人税、消費税、相続税の申告書が作成できるほか、税法の手続規定事務ができる程度の内容とする」とあります。国税四法、特に相続税の申告書作成の能力は、現行の要件である実務経験の中でも習得できているか不明な点があるので、評価できる点であると思います。ただし、申告書の作成と手続規定事務だけでは物足りません。さらに突っ込んで、より実務に近い形で修習が得られることが必要ではないのでしょうか。例えば法人税であれば決算作業から申告書作成までの一連の過程を学ぶ必要があるでしょう。相続税でも、相続の流れや財産評価まで実務ならではの事柄はたくさんあります。そのため、意見案では示されていない修習期間については、最低でも2年間を要するものとし、実践形式の修習の時間を十分に確保すべきであると考えます。

(6) Q11：受験資格要件について

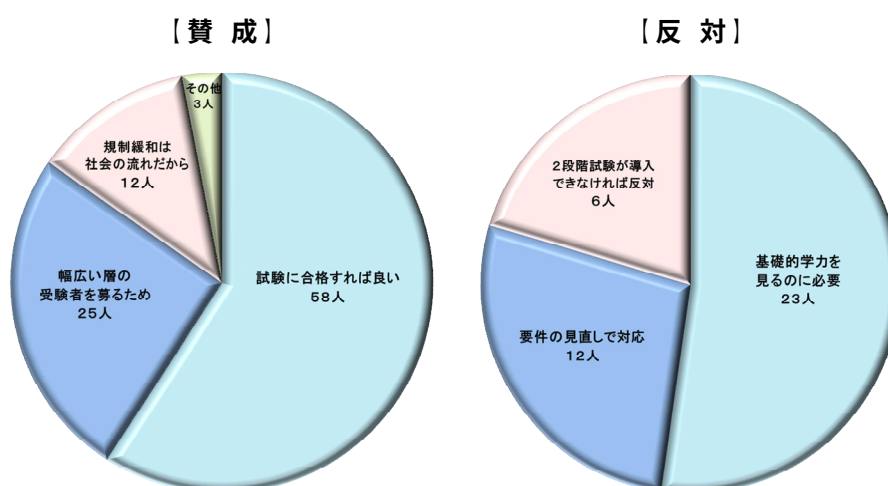
2. 税理士の資格取得に関する規定関連

■ Q11 受験資格要件の廃止について、賛成ですか、反対ですか？



2. 税理士の資格取得に関する規定関連

■ Q11 受験資格要件の廃止について、賛成ですか、反対ですか？



名青税アンケート、日税連の意見募集いずれも、賛成が約3分の2となっています。

賛成の意見で最も多かったのは「試験に合格すればいいわけで、試験を受けるための要件は必要ない」というものです。シンプルな意見であり、現行の受験資格にそれほど意義を感じていない、あるいは問題があると考えられているのではないのでしょうか。

一方で反対意見としては、「基礎的学力を見るのに受験資格は必要」が最も多い回答でした。専門知識のみならずその前段階として、基礎的学力が税理士業務を行っていくうえでは有形無形に関係する、ということだと考えられます。

名青制度部としては、現行の受験資格は、基礎的学力を見るものとして不明瞭であり、廃止が公平で幅広い層に受けてもらうためにもよいと考えます。

例えば受験資格の 1 つに日商簿記 1 級がありますが、ほとんど税理士試験の簿記論と同等レベルの難易度であり、受験資格として適切であるとは考えにくいものです。日商簿記 1 級のような資格による受験資格というのは、高卒者の有力な受験資格となるだけに、門戸を広げる意味では、改正が必要でしょう。

また、学識による受験資格として、「大学又は短大の卒業者で、法律学又は経済学を 1 科目以上履修した者」ですとか、「大学 3 年生以上で、法律学又は経済学を 1 科目以上含む 62 単位以上を取得した者」がありますが、法律学又は経済学を 1 科目以上履修という条件について、一体その 1 科目履修にどこまでの意味があるのか疑問といえます。大卒者であっても文学部や理系出身者は、受験資格を得られない可能性があります。

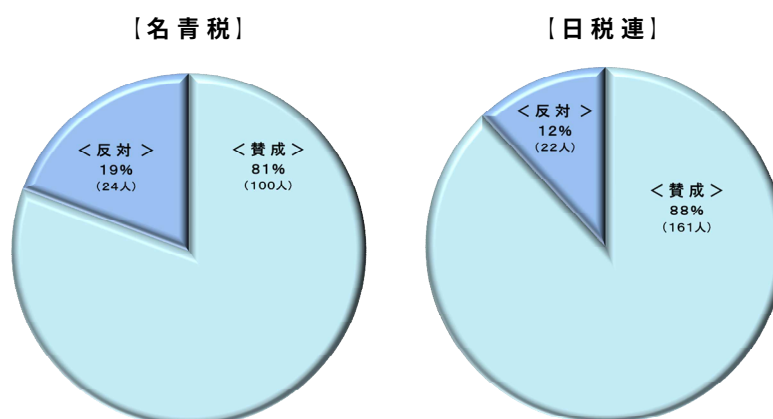
他に、職歴による受験資格では、「法人や個人事業の会計事務 3 年以上」ですとか、「銀行、保険会社等の資金の貸付け・運用事務 3 年以上」ですとか、「税理士、弁護士、会計士等の補助事務 3 年以上」といったものがあります。

このように、受験資格として様々なものが用意されているとはいえ、それはかえって受験資格の意義を不明確なものとしており、廃止がよいと考えます。そのうえで、基礎的学力を見る必要があるのであれば、それも税理士試験にとりこめばよいのではないのでしょうか。

(7) Q12：試験科目の見直しについて

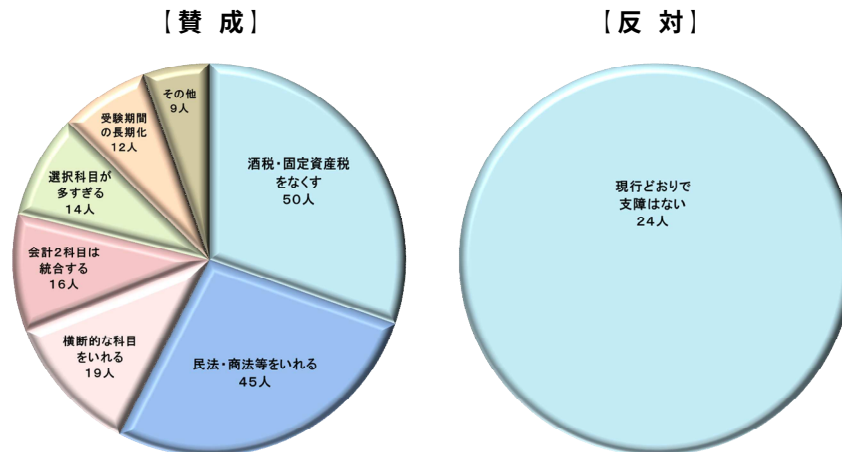
2. 税理士の資格取得に関する規定関連

■ Q12 試験科目の見直しについて、賛成ですか、反対ですか？



2. 税理士の資格取得に関する規定関連

■ Q12 試験科目の見直しについて、賛成ですか、反対ですか？



名青税アンケート、日税連の意見募集いずれも、賛成・反対が同じような割合で、賛成が8割を超えています。多くの人が現行の試験制度に何らかの改正が必要と考えているといえそうです。

賛成の内訳を見ると、1番多いのはPT案である酒税・固定資産税の廃止となっています。PT案では申告納税制度を基本とする税理士業務にそぐわない試験科目として廃止が打ち出されましたが、酒税・固定資産税の廃止にはさほど異論はないものと思われます。

むしろ注目すべきは、次いで民商法を入れるべきという意見が多いことです。実務をする中で民商法の必要性を強く感じているということだと考えられます。実際税理士業務には、会社の運営、契約、相続といった事柄が大いに関係します。税理士業務に必要な知識といっても過言ではないことから、試験科目への導入を検討すべきではないでしょうか。他にも、税法の総合試験、つまり科目横断的な試験を入れるべきという意見も少なくありません。実務では、1つの事案に対して複数の税目に関係することは多々あることから、より実践的な試験となり得ます。また、思考力を問うという意味では試験としてもよいかもしれません。

このように、試験科目について大きな改正が求められているように感じられる中、PT案が酒税・固定資産税廃止にとどまったことには不満が残ります。試験科目は税理士法制定以来、目立った改正がありません。時代の変化に即した見直しを行う必要があるのではないのでしょうか。

例えば、会計科目について、簿財は重複する部分が多いため統合して1つの科目とし、1科目減った分を民法又は会社法とすることが考えられます。税法は重要性の高い法人税法、所得税法、相続税法、消費税法を柱とする仕組みに変え、現行ある他の税目は廃止又

は統合を考えるべきです。ボリュームが多くなりすぎるのであれば、一部マークシート方式を入れてもいいでしょう。

試験科目の見直しはQ 6からQ 9までの自動資格付与、免除規定とも密接に関係するものです。試験科目は、自動資格付与、免除規定と一体となった大胆な改正を目指していくべきだと考えます。

第三部「税理士の信頼性の確保に関する規定関連」について

1. 質問内容

3. 税理士の信頼性の確保に関する規定関連

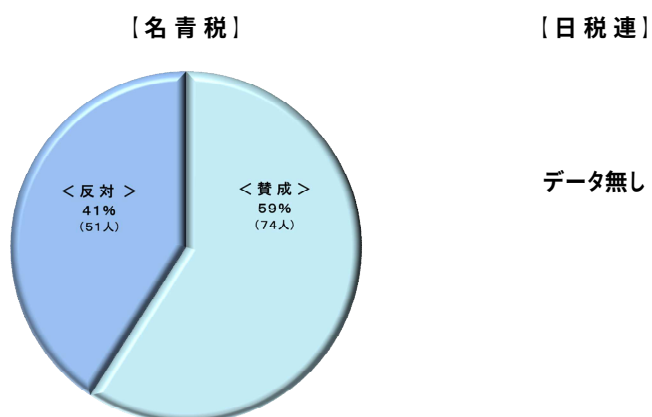
- Q13 研修受講を義務化することについて、賛成ですか、反対ですか？
- Q14 税務支援のうち税務援助への従事義務化について、賛成ですか、反対ですか？
- Q15 税理士証票の更新義務化について、賛成ですか、反対ですか？
- Q16 税理士職業賠償責任保険への加入義務化について、賛成ですか、反対ですか？

2. 各質問の解説、意見

(1) Q13：研修受講の義務化について

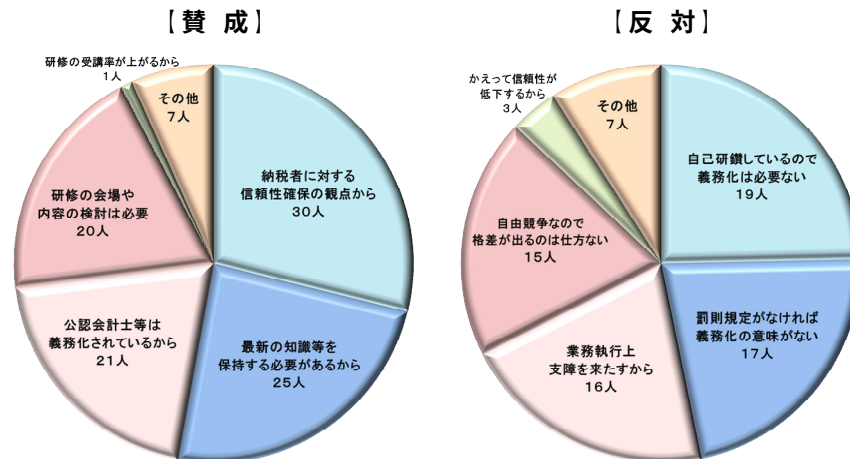
3. 税理士の信頼性の確保に関する規定関連

- Q13 研修受講を義務化することについて、賛成ですか、反対ですか？



3. 税理士の信頼性の確保に関する規定関連

■ Q13 研修受講を義務化することについて、賛成ですか、反対ですか？

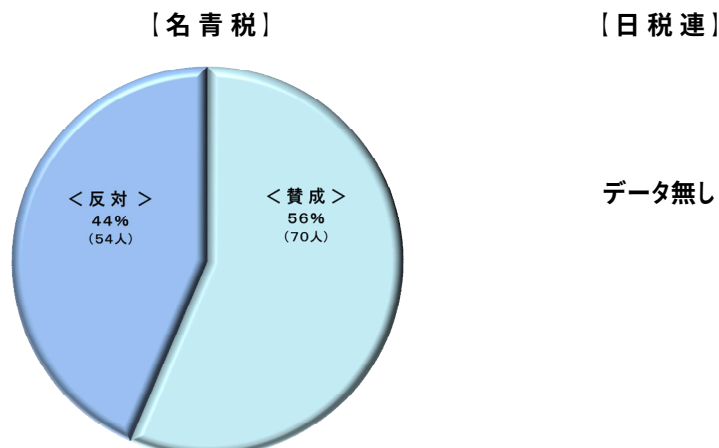


知識や技術の習得の必要性から必要とする声も多くありました。その一方税理士としての研鑽は自発的に行うべきもので、他者から強制されるようなものではないとの意見もありました。また各税理士の勤務形態などを理由として義務化されることへの懸念も多く見受けられました。

(2) Q14：税務支援のうち税務援助の従事義務化について

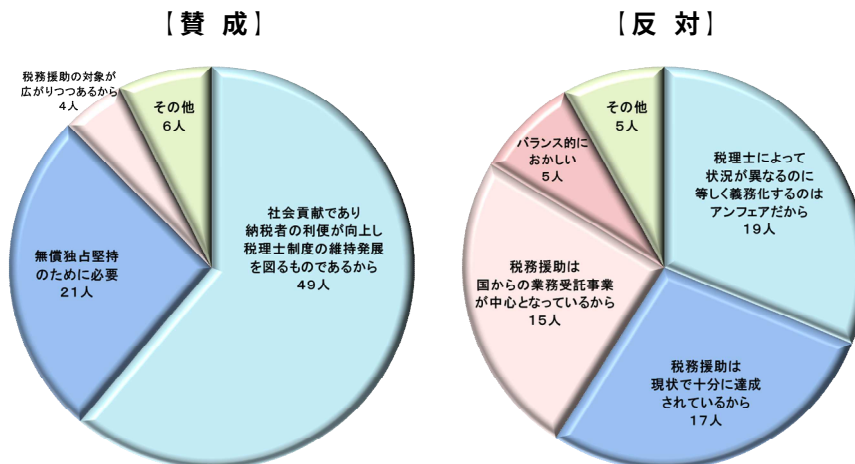
3. 税理士の信頼性の確保に関する規定関連

■ Q14 税務支援のうち税務援助への従事義務化について、賛成ですか、反対ですか？



3. 税理士の信頼性の確保に関する規定関連

■ Q14 税務支援のうち税務援助への従事義務化について、賛成ですか、反対ですか？

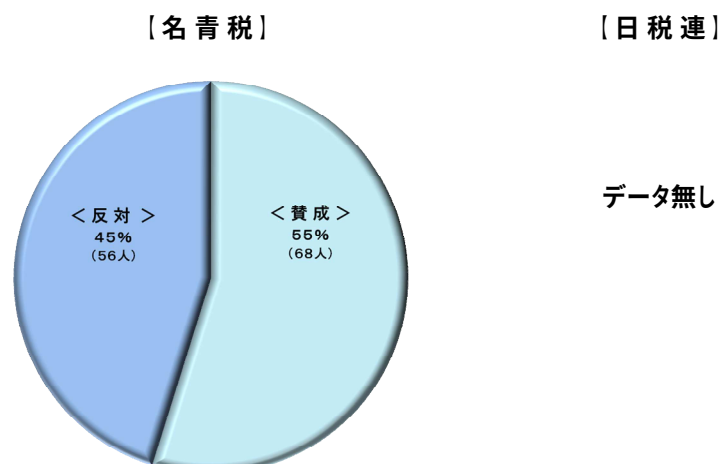


これも心情としては義務化に賛成したいものの、たとえば補助税理士や勤務税理士であればなかなか自分の自由にスケジュールリングができないため、従事したくてもできない、義務化されては困るという場合も多いようです。

(3) Q15：税理士証票の更新義務化について

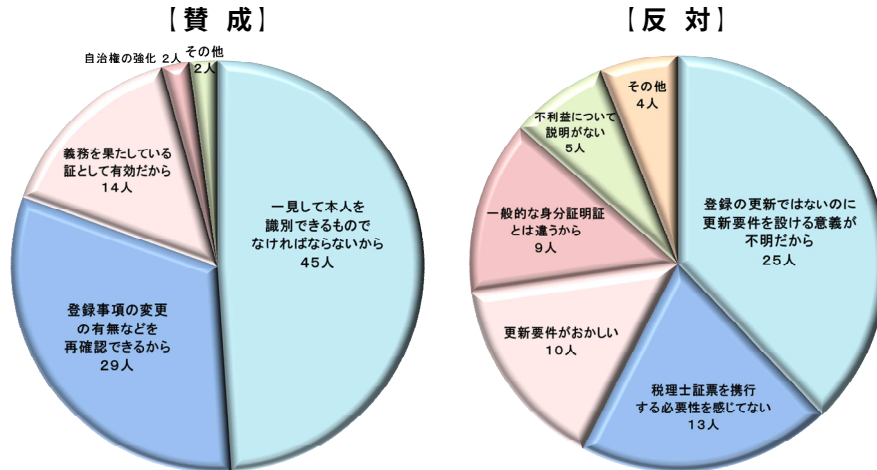
3. 税理士の信頼性の確保に関する規定関連

■ Q15 税理士証票の更新義務化について、賛成ですか、反対ですか？



3. 税理士の信頼性の確保に関する規定関連

■ Q15 税理士証票の更新義務化について、賛成ですか、反対ですか？

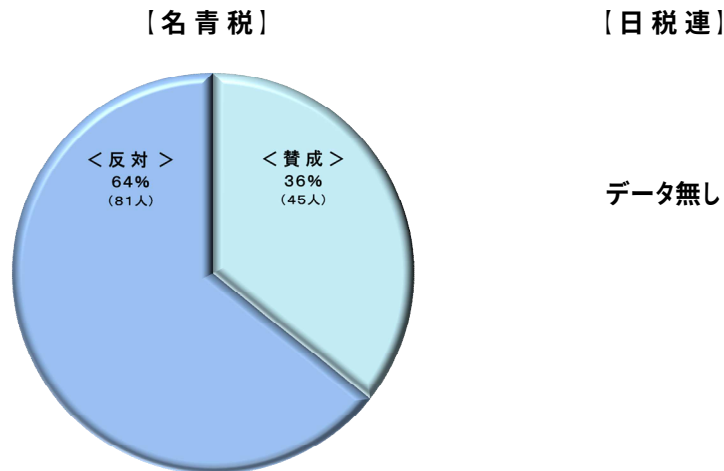


証票の更新については人の見た目が変わる以上、写真も変えていく必要があると思うのは当然。しかしQ13の研修受講やQ14の税務援助従事が要件となって義務化されることには疑問があるという回答も多く見られました。

(4) Q16：税理士職業賠償責任保険の加入義務化について

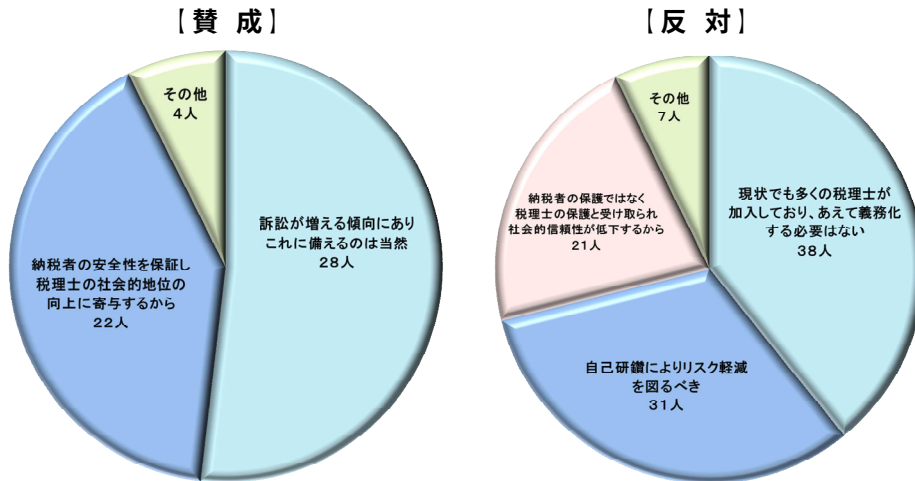
3. 税理士の信頼性の確保に関する規定関連

■ Q16 税理士職業賠償責任保険への加入義務化について、賛成ですか、反対ですか？



3. 税理士の信頼性の確保に関する規定関連

- Q16 税理士職業賠償責任保険への加入義務化について、賛成ですか、反対ですか？



最後にQ16の税賠保険についても必要だとする声も少なくありませんでしたが、すでに多くの税理士が保険加入しており義務化する必要はないという意見も多数ありました。

(5) 第三部全体を通した意見について

3. 税理士の信頼性の確保に関する規定関連

- 税理士法1条 (税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

- 無償独占

- 懲戒権

- 自治権

- 強制入会制度

アンケートの結果についてご覧になっていただければわかるように、どの質問も答えが割れ、なかなか見えてくることがありません。そこで第3部としては税理士の信頼性とは何かを考えてみたいと思います。

今回の税理士法改正のPT案は納税者の信頼性を確保するために上記のような法改正を行おうとしているわけですが、これは従前の国から与えられる制度的保障、つまり無償独占などでは信頼性は十分担保されないため、税理士みずからが納税者からの信頼を得られるよう、講じた試みと見ることができます。

そこで、税理士法第1条について考えてみましょう。税理士法では税理士の「独立した公正な立場」を謳っています。ではこの「独立」あるいは「公正」は保たれているのでしょうか。

アンケートを記入していただくときにもご説明したとおり、税理士会には現在、会員に対しての有効な懲戒権を有していないというのが現状です。懲戒権者はあくまでも財務大臣であり、懲戒事由の詳細も公表されません。これでは他の税理士は何を理由に処分されたかもわからず、その懲戒事由の再発に努めることもできません。このような状態で真に納税者の信頼を獲得していくことはできるでしょうか。

税理士法改正に話を戻します。先ほども申し上げたとおり、今回のPT案では税理士の自発的な信頼獲得のための法改正案が列举されています。最初に証票について考えてみましょう。今回のPT案では証票の更新となっていますが、今回の税理士法改正にあたって、当初の案は証票の更新ではなく登録の更新でした。これはつまり、税理士登録の更新制度を設けることにより、税理士会が各税理士に及ぼす強制力つまり自治権の強化を狙ったものだと見ることができます。そう考えれば研修受講や税務援助の従事を更新の要件にすることも理解できます。

また税賠保険の加入義務についても税理士会に入会することのメリットを設けること、つまり税理士会に入会しなければ保険に加入できないという縛りを設けることで税理士会の強制加入を促すことができるようになります。アンケートの結果を見るまでもなく、税理士個人としてなるべく税理士会からの管理や強制は排除したいというのはよくわかります。しかし今回のアンケートでは質問しませんでした。無償独占の維持や税理士会の強制加入することについて賛成する人はこの中でも大多数だと思います。

今回のPT案はわれわれ個々の税理士に、税理士あるいは税理士会の将来像を問うているように思えてなりません。もし、これからも無償独占や強制入会を維持したいと思うのなら、また納税者の信頼を今以上に獲得したいと思うのなら、税理士一人一人がすべきことは何なのかというのを考えるときが来ていると思うのです。

税理士会が何をしてくれるのかを問うのではなく、それぞれの立場や状況を超えて、自分が税理士会に何ができるのかを考える必要があるのではないのでしょうか。

【アンケート】

名古屋青年税理士連盟制度部

平成 22 年 9 月 18 日

税理士法改正に関するアンケート

日税連PTによる「税理士法改正に関する意見(案)」の主項目について名青税会員の意識調査を目的としたアンケートです。集計結果におきましては、名青税シンポジウムにておいて発表する予定です。

☆該当する理由に○をお付け下さい(複数回答OKです)。記載されている理由に該当しない場合は、その他の欄に理由をご記入下さい。

1. 税理士の業務に関する規定関連

Q1 電子申告等の送信業務を「税理士業務」に含めることに賛成ですか、反対ですか？

《賛成》

- A 税理士業務そのものとはいえないが、一連の流れだから
- B 税理士法に条文はないが、送信業務は税理士業務だと思うから
- C 他士業やその他の団体(行政書士・青色申告会など)が、税理士業務を侵害するおそれがあるから
- D 税理士が送信をすることで、申告納税制度の理念に沿った納税義務の適正な実現をはかることができるから
- E その他()

《反対》

- A 送信業務は、「税務代理」にも「税務書類の作成」にもあたらないから
- B 必要以上の業務独占は、税理士のエゴだから
- C 他士業やその他の団体(行政書士・青色申告会など)が、税理士業務を侵害するおそれはないから
- D その他()

Q2 補助税理士の名称が「所属税理士」の名称に変わるという案がありますが、このことに賛成ですか、反対ですか？

《賛成》

- A 「補助税理士」という名称よりは、イメージが良いから
- B 「補助税理士」という名称よりも、実態を反映しているから
- C 「補助税理士」という名称を、とにかく変えてほしいから
- D その他()

《反対》

- A 一人前の税理士ではないようなイメージを持つから
- B 「補助税理士」という名称の方が、良かったから
- C 「専従税理士」(PT タタキ台)、あるいは「勤務税理士」等、別の名称の方が良かったから

D その他 ()

Q3 補助税理士制度のあり方について質問です。補助税理士制度はどのような制度がいいと思いますか。

- A PT 意見案に賛成(補助税理士制度は残しつつ、開業税理士にも補助者業務に従事することを認める)
- イ いろいろな働き方が選択できるから
 - ロ 無料相談等の謝金が自分の収入になるから
 - ハ スムーズに独立でき、収入の確保もできるから
 - ニ その他 ()
- B 現行通り(補助税理士制度を維持し、開業税理士が補助者業務に従事することは認めない)
- イ 2 箇所事務所の問題があるから
 - ロ 責任問題が明確になるから
 - ハ 雇用関係(労使関係)がはっきりするから
 - ニ その他 ()
- C 補助税理士制度を廃止する
- イ 全ての税理士が、他人の求めに応じることができるから
 - ロ 無料相談等の謝金が自分の収入になるから
 - ハ 2 箇所事務所の問題をクリアすればそれほど問題点が見当たらないから
 - ニ その他 ()

税理士が報酬のある公職に就いた場合でも、税理士業務の停止をしないようにすることに賛成ですか、反対ですか？

Q4 実際に一昨年に三重県尾鷲市の市長が市長に当選した以降も税理士業務を行い、略式起訴で罰金 50 万円の判決を言い渡され、市長の職も失職しました。

《賛成》

- A 士業の中で、税理士だけが規定されているのはおかしいから
- B 税理士の社会的進出を促進させるから
- C 議員がよくて市町村長等がいけない違いが分からないから
- D 納税者に迷惑がかかるから
- E その他 ()

《反対》

- A 名義貸しの問題があるから
- B 税理士と市町村長等を両立できるわけがないから
- C 国会議員を含め、すべての公職につくべきではないから

D その他 ()

Q5 法第 30 条の税務代理権限証書の提出を前提とした書面添付制度・意見聴取制度に賛成ですか、反対ですか？

《賛成》

- A 税理士の税務代理権限がより明確になるから
- B 書面添付制度にも 30 条の提出を前提とするのは当然だから
- C 税務調査の通知が、納税者ではなく税理士に対してなされるから
- D 自主的な修正申告には加算税が課されないから
- E その他 ()

《反対》

- A 結局、税務調査に移行するケースが多いから
- B 税理士に負担がかかる制度だから
- C 書面添付での虚偽記載は懲戒処分の対象となるから
- D 書面添付制度よりも、以前あった「確認書添付」の方が良いと思うから
- E その他 ()

2. 税理士の資格取得に関する規定関連

Q6 公認会計士への自動資格付与を見直すことについて、賛成ですか、反対ですか？

《賛成》

- A 税法 1 科目の合格を必要とすべき
- B 免除は会計科目のみとし、税法 3 科目の合格を必要とすべき
- C 免除はなしとすべき
- D 公認会計士が増加しているから
- E その他 ()

《反対》

- A 公認会計士試験(実務補習を含む)で資質の検証が十分になされているから
- B その他 ()

Q7 弁護士への自動資格付与を見直すことについて、賛成ですか、反対ですか？

《賛成》

- A 会計 1 科目の合格を必要とすべき
- B 会計 1 科目と税法 1 科目の合格を必要とすべき
- C 免除はなしとすべき

D その他 ()

《反対》

A 司法試験(司法修習を含む)で資質の検証が十分になされているから

B 弁護士は法律の専門家だから

C その他 ()

Q8 税務官公署等行政実務経験者の免除規定案について、賛成ですか、反対ですか？

《賛成》

A 税務官公署等の行政実務経験で資質の検証が十分になされているから

B 免除規定まで見直さなくても、指定研修の充実で対応可能だから

C 指定研修の内容が公開されるなど透明性が高まっているから

D その他 ()

《反対》

A 会計1科目の合格を必要とすべき

B 経験した部署(要:相当年数)の科目のみ免除とすべき

C 免除はなしとすべき

D その他 ()

Q9 修士学位取得者の免除規定については、現行通りとすることについて賛成ですか、反対ですか？

《賛成》

A 現行通りで資質の検証が十分になされているから

B その他 ()

《反対》

A 税理士試験で必須である法人税又は所得税は必ず受けるべき

B 税法2科目免除は多いので、免除は1科目とすべき

C 免除科目は修士論文の内容のものとするべき

D 修士学位者専用試験を創設するべき

E 免除はなしとすべき

F その他 ()

Q10 実務修習制度の創設(意見案は実務経験のない者に対して実務経験に代わるものとしての制度創設を目指すというもの)について、賛成ですか、反対ですか？

《賛成》

- A 実務経験を得られない人に対する措置としてあってよい
- B 現行の2年の実務経験と同等の実務修習内容ならよい
- C その他 ()

《反対》

- A 実務経験2年と同等の修習は不可能。実務経験は必須である
- B 税理士会が運営する場合、財源不足の懸念がある
- C ニーズがあるように感じられない
- D その他 ()

Q11 受験資格要件の廃止について、賛成ですか、反対ですか？

《賛成》

- A 幅広い層の受験者を募るため
- B 試験に合格すればいいわけで、試験を受けるための要件は必要ない
- C 規制緩和は社会の流れであり、社会から求められていることであると考えられるから
- D その他 ()

《反対》

- A 二段階試験が導入できないなら反対
- B 要件の見直しで対応すればよい
- C 基礎的学力を見るのに受験資格は必要
- D その他 ()

Q12 試験科目の見直しについて、賛成ですか、反対ですか？

《賛成》

- A 酒税法、固定資産税をなくす
- B 会計2科目は統合すべき
- C 現行試験科目を整理して、法律系科目(民商法)を入れるべき
- D 科目横断的な試験(税法総合試験)を入れるべき
- E 資格取得までの受験期間長期化について何かしらの改正が必要ではないか
- F 選択科目が多すぎる
- G その他 ()

《反対》

- A 現行通りで、特に支障はないから
- B その他 ()

3. 税理士の信頼性の確保に関する規定関連

Q13 研修受講を義務化することについて、賛成ですか、反対ですか？

《賛成》

- A 最新の知識や技術・能力を保持しなければならないから
- B 税理士の納税者に対する信頼性確保の観点から当然法律で義務化すべき
- C 法律で規定すれば会員を拘束することができ、嫌でも研修を受けないといけなくなり、研修の受講率も上がるから
- D 公認会計士等は研修を法定義務化されているので、税理士も法定義務化し、制度上の担保を図ることは一定の合理性がある
- E 義務化自体は賛成だが、研修の場所や内容をもう少し検討してからのほうがいいと思う
- F その他 ()

《反対》

- A 法律で義務化しても罰則規定がなければ意味が無いので、会則・規則で義務化すれば十分である
- B 現行制度では集合研修が中心であり、研修への参加により業務執行上支障をきたしてしまう
- C 税理士は自由競争なので、能力に格差が出て仕方がない
- D 現状の受講率から考えると、義務を履行できない会員が多いためかえって納税者の信頼性低下を招いてしまうから
- E 税理士として自己研鑽を当然日頃からしており、研修義務化は必要ない
- F その他 ()

Q14 税務援助への従事義務化について、賛成ですか、反対ですか？

《賛成》

- A 税理士の社会貢献であり、納税者の利便性の向上に資するとともに、税理士制度の維持・発展を図るものであるから
- B 無償独占堅持のために安定した税務援助事業を行う必要があるから
- C 申告者数の増加、行政サービスのリストラ等、税理士の果たす税務援助の対象が広がっていく傾向があるので、法的強制もやむをえないと考える
- D その他 ()

《反対》

- A 税務援助対象者はごくわずかであり、税務援助部分は現状下において十分達成しているため、義務化を図る意図が見当たらない
- B 税務援助事業が、国からの業務受託事業が中心となっている現状において、法による義務化は明らかになじむものではないと考えるから

- C 税理士の無償独占が国により保護されているとはいづらい状況であるのに、税務援助への参加だけ法的な義務にするのはバランス的におかしいから
- D 各税理士の置かれている状況が、登録形態、勤務事情、所属支部などにより様々異なるなか、等しく義務化することはアンフェアだと感じるから
- E その他 ()

Q15 税理士証票の更新義務化について、賛成ですか反対ですか？

《賛成》

- A 税理士登録している事実を証する証票は一見して本人を識別できるものでなければならないから
- B 欠格事項の有無や登録事項等の変更の有無について再確認できるから
- C 税理士としての義務を果たしているという証として有効だから
- D 日税連の自治権強化に寄与するから
- E その他 ()

《反対》

- A 研修義務化や税務援助従事義務化が明確化していないのにこれを更新要件にすることは誤っている
- B 登録の更新でなく証票の更新に更新要件を設けることの意義が不明であるから
- C 更新要件を満たせなかった場合についての不利益事項の記載、さらにはその救済措置についての説明がないから
- D 税理士証票は、税理士であることを証明するものである。運転免許証のような一般に言う身分証明書ではないから、更新をする必要はない
- E 税理士証票の携行・提示・着用をする必要性を感じておらず、更新手続の必要性を感じないから
- F その他 ()

Q16 税理士職業賠償責任保険への加入義務化について、賛成ですか、反対ですか？

《賛成》

- A 国民・納税者の安心と安全性を保証することにつながり、税理士の社会的信頼性の向上に寄与するものであるため
- B 職業専門家に対する法的責任を追求する訴訟が増える傾向にあり、税理士としてもこれに備えるのは当然であるから
- C 日税連の自治権強化に寄与するから
- D その他 ()

《反対》

- A 保険制度の本質から、この加入義務化の導入は、納税者を保護するというよりは、税理士の経営者の安定化が目的であると社会から認識され、決して社会的信頼性の向上に寄与するものに

はならないから

B

現行の任意加入の制度下にあっても多くの税理士あるいは税理士法人が加入しており、あえて改正すべき理由も見当たらない

C

業務上のリスクは個々の税理士が自己研鑽によりその軽減を図るべきものであり、保険加入の強制により解決すべきではないから

D

その他 ()

Q17 税理士制度に対するご意見がありましたら、どのようなことでも構いませんのでご記入下さい。

※ ご協力大変ありがとうございました。

平成 22 年度制度部メンバー

副会長 安藤雅康（中村支部）

部長 小栗大樹（北支部）

副部長 小林弘隆（北支部）

副部長 俵 直人（中支部）

<第 1 部>

リーダー 俵直人（中支部）

小林賢一郎（中支部）

野中貴憲（中川支部）

佐治英樹（北支部）

<第 2 部>

リーダー 宮島富久雄（北支部）

天野鉄也（西支部）

前田晃教（半田支部）

鳥居翼（中支部）

<第 3 部>

リーダー 小林弘隆（北支部）

赤尾良子（中支部）

天野聡史（北支部）

岡村芳恵（東支部）